

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（３月１３日現在）

【ポイント】

- １３日付必要緊急大統領令 １６８／２０２１により、強制距離措置及び強制隔離措置が４月９日まで延長されました。
- １３日付行政決定 ２１９／２０２１により、英国発着の航空便の運航停止が４月９日まで延長されたほか、その他国際航空便の減便措置が維持、強化等されました。
- 日本への全ての入国者（日本人を含む。）は、出国前７２時間以内の検査証明書を提出しなければなりません。また、入国時の検査が実施されます。
- 出国前検査証明書を提出できない方は、日本への上陸が認められません。また、出発国において、搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます（３月１９日以降に入国される方が対象）。
- 出国前７２時間以内の検査証明書は、オタメンディ病院（ブエノスアイレス市）にて、日本政府所定の内容が記載された検査証明（英語）の発行が可能です。
- 亜国内での新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、当館への来訪に際し、感染防止の観点から来訪者が窓口で密集することを避け、また迅速に対応させていただくため、事前に来館時間を当館と調整していただきますよう、ご協力をお願いします。

【本文】

１ 強制距離措置、強制隔離措置及び入国禁止措置の延長

（１） １３日付官報に掲載された必要緊急大統領令（ＤＮＵ） １６８／２０２１により、強制距離措置及び強制隔離措置が４月９日まで延長されました。措置の内容に特段の変更はありません。また、引き続き、全国が強制距離措置の対象となっており、強制隔離措置の適用対象地域はありません。

（２） また、同ＤＮＵにより、非居住外国人に対する入国禁止措置も４月９日まで延長されました。移民局が同禁止措置の例外を設定できるとの規定は維持されています。

２ 英国便の停止の延長、減便措置の強化

（１） １３日付官報に掲載された行政決定 ２１９／２０２１により、英国発着の航空便の運航停止が４月９日まで延長されました。

（２） また、同決定により、以下のとおり、国際航空便の減便措置が維持、強化又は新たに導入されました。

ア 墨、欧州便：現状の減便率 30%を維持（注：昨 12 日報告の報道の「20%減便」ではなく現状維持となった）。

イ 伯便：現状 50%としている減便率を 70%に引き上げ（注：昨 12 日報告の報道では「20%減便」）。

ウ 米国便：現状 30%としている減便率を 40%に引き上げ（注：昨 12 日報告の報道では「10%減便」）。

エ ペルー、エクアドル、コロンビア、パナマ、チリ便：今回初めて減便措置を導入し、30%減便。

3 水際対策強化に係る新たな措置（3月9日付厚生労働省発表）

（1）引き続き、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言解除宣言が発せられるまでの間、日本への全ての入国者（日本人を含む。）

は、出国前 72 時間以内の検査証明書を提出しなければなりません。また、入国時の検査が実施されます。

（2）上記、検査証明書を提出できない方は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。また、出発国において、搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます（3月19日以降に入国される方が対象）。

なお詳細は、下記の厚生労働省サイトをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

4 日本政府所定の出国前検査証明書に対応可能な当地医療機関

出国前 72 時間以内の出国前検査証明書は、日本政府が求める必要事項（下記詳細）が記載されていれば、いずれの医療機関で発行された証明書でも有効ですが、オタメンディ病院（ブエノスアイレス市）にて、日本政府所定の検査証明書と同様の内容が記載された検査証明書（英語）の発行が可能であることを確認しております。

同病院で PCR 検査ご希望の方は、当館領事班（conbsas@bn.mofa.go.jp）にご連絡ください。

（1）医療機関名

Sanatorio Otamendi（オタメンディ病院）

（2）住所

Azcuenaga 880, CABA

（3）受付時間

月～金 8：00～18：00

土・日 8：00～12：00

(4) 結果通知まで

ア 当館への事前連絡のうえ、病院受付にて「日本への渡航目的でPCRを受検したい。日本大使館を通して連絡済み。」である旨を伝えて、下記の情報を記載した紙面を提出してください。

- (ア) Nombre y Apellido (氏名)
- (イ) Numero de Pasaporte (旅券番号)
- (ウ) Fecha de nacimiento (生年月日)
- (エ) Sexo (性別)
- (オ) Nacionalidad (国籍)
- (カ) Correo electronico (電子メールアドレス)
- (キ) Telefono (電話番号)

イ 西語の検査結果は、受検した曜日にかかわらず、通常、翌日にメールで送付されます。

ウ 英語の検査結果は、平日（月～木）の午前11時までに受検した場合、通常、翌日にメールで送付されますが、検査の翌日が土日・祝日にあたる場合には、翌営業日まで待つ必要があります。

例えば、金曜日に受検した場合は、月曜日となる可能性があります。受領後は、必要情報が記載されているかご確認をお願いします。

エ なお、下記リンクより検査証明の英語版がダウンロードできます。

https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page25e_000334.html

5 当館領事班窓口にご来館の皆様へ（事前連絡についてのお願い）

アルゼンチン国内での新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、当館への来訪に際し、感染防止の観点から来訪者が窓口で密集することを避け、迅速に手続きをさせていただくため、事前に来館時間を当館と調整していただきますよう、ご協力お願いいたします。

なお、来館の事前連絡は当館領事班代表メール(conbsas@bn.mofa.go.jp)又は当館領事班代表電話(011-4318-8220)にて対応いたします。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete> (了)